

会 議 録

会議の名称	平成 26 年度第 9 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 26 年 11 月 25 日（火）午後 1 時 00 分から午後 1 時 45 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	西村誠一委員長・鈴木宏一委員長職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也事務局長補佐・名古屋洋一郎係長
議 題	議案第 25 号 第 47 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画(案)について その他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会 議 内 容

○ 委員長

本日は、お忙しいところ、急な招集にもかかわらず御参集いただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年度第 9 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。

本日の議案は 1 件及びその他でございます。

初めに、議案第 25 号『第 47 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画(案)について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の 1 ページをお開きください。

議案第 25 号『第 47 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）について』御説明いたします。

別冊のウグイス色の表紙の資料『平成 26 年 12 月 14 日執行第 47 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画（案）』を御覧ください。その内容について第 1 選挙期日の公示・告示及び選挙期日から順にページを追って説明をさせていただきます。

まず、1 ページの第 1 『選挙期日の公示・告示及び選挙期日』でございますが、平成 26 年 12 月 2 日に公示・告示、同月 14 日執行することと先日 11 月 21 日に閣議決定されております。

第 2 『選出する小選挙区選出議員・比例代表選出議員の定数及び審査に付される最高裁判官の数』ですが、小選挙区選出議員は、西東京市を含む東京都第 19 区で 1 人、比例代表選出議員は東京都ブロックで 17 人、審査に付される裁判官の数は 5 人です。

第3『執行要領』ですが、選挙の名称は、東京都に準じて「衆議院議員選挙」及び「最高裁判所裁判官国民審査」としております。

投票管理者は、西村誠一委員長、同職務代理者は、鈴木宏一委員長職務代理者にお願いいたします。

立候補届出関係につきましては、東京都第19区の今回の選挙長は国立市ですので、国立市で担当いたします。

2ページをお開きください。

選挙人名簿の関係ですが、登録の基準日は、平成26年12月1日(月)、名簿の縦覧は、平成26年12月2日(火)の1日間となります。登録要件といたしましては、年齢要件が、平成6年12月15日以前の出生者、住所要件が、平成26年9月1日までに転入届出をし、引き続き西東京市に住所を有する日本国民となります。

登録の移し替えを行わない期間については平成26年11月25日から同年12月21日でございます。

また、今回は国政選挙となりますので、在外選挙人名簿登録者の投票もでございます。在外選挙人の名簿関係は記載のとおりとなりますので、後ほど御確認ください。

3ページをお開きください。

ポスター掲示場設置の関係ですが、設置数は229か所です。同時期に市議会議員選挙のポスター掲示場の設置もあることから、面数については、3段3列9面とし、設置については互いに傷等つけないよう注意して行うようにします。

衆議院小選挙区選出議員選挙については、立候補届出受付終了後、選挙長市である国立市から立候補者の連絡を受けたのち、西東京市内の投票所における氏名等掲示について、掲載順序を決定するくじを行いますので、12月2日(火)の午後5時30分から西東京市選挙管理委員会を開催し、氏名等掲示掲載順序の決定をお願いいたします。

選挙公報ですが、東京都選挙管理委員会より納入され次第、公益社団法人西東京市シルバー人材センターに委託し、速やかに各戸配布いたします。また東京都選挙管理委員会のホームページに掲載を予定されていますので、掲載されましたら西東京市のホームページにもリンクを張る予定です。

投票所入場整理券は急な選挙のため、公示日に発送するには印刷が間に合いませんが、出来上がり次第速やかに送付いたします。

不在者投票用紙等は、平成26年12月1日(公示日の前日)から発送を開始いたします。在外選挙人名簿登録者の請求に対しては、解散の日から開始できることとなっています。

4ページをお願いいたします。

投票の関係ですが、平成26年12月14日(日)午前7時から午後8時まで、市内29の投票所において行います。

期日前投票につきましては、平成26年12月3日(水)から同月13日(土)までの午前8時30分から午後8時まで、保谷庁舎別棟会議室B・C及び田無庁舎2階203会議室において行います。なお、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は12月7日(日)からです。

投票の順序は、まず衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙を交付し、その投票終了後に衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙と最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を交付することとします。

開票につきましては、12月14日(日)午後9時から西東京市スポーツセンター第一体育室において行います。

開票管理者は、西村誠一委員長、同職務代理者は、鈴木宏一委員長職務代理者にお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

開票立会人は、平成26年12月11日(木)の午後5時まで選挙管理委員会事務局で受け付けます。立会人が10人を超えた場合のくじを含め、平成26年12月11日(木)に開催する選挙管理委員会において、小選挙区選出、比例代表選出それぞれの開票立会人を決定いただくこととなります。最高裁判所裁判官国民審査の開票立会人は衆議院小選挙区選出の立会人が兼任することとなっております。

選挙会関係につきましては、東京都第19区の選挙会は選挙長市である国立市で、比例代表の選挙分会は東京都で開催いたします。西東京市の開票録を選挙会、選挙分会の開始までに持参する必要があります。国立市には、12月15日午前中までの予定です。

衆議院議員選挙の投票日当日は、西東京市議会議員選挙の告示日と重なり、衆議院議員選挙の投票と並行して、市議会議員選挙の立候補届出受付、選挙公報及び氏名等掲示の掲載順序の決定のくじ等、非常に多忙な1日となりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

第4『啓発活動』でございますが、目標及び実施方針と具体的内容について記載してございます。後ほど御参照願います。

6ページをお願いいたします。

第5『選挙速報』でございますが、投票速報は、小選挙区については午前7時から1時間ごとに午後7時まで、比例代表は正午及び午後3時、国民審査は確定時に発表いたします。最後に午後8時現在のすべての確定状況を発表いたします。

7ページをお開きください。

開票速報でございますが、小選挙区は開票開始の午後9時から30分ごとに、比例代表は午後10時20分から1時間ごとに、それぞれ500票単位で発表いたします。

国民審査は確定のみの発表とします。

8ページから、第6『選挙の規模及び主要事務日程』をまとめましたので、後ほど御確認いただければと存じます。

最後の13ページに、主要事務日程の中から、委員の皆さまに執務等していただく関係の日程を抜き出して一覧にした表をお付けしてございます。本当に多忙なひと月となり、年末の御多忙の中申し訳ございませんが、日程の確保をよろしくをお願いいたします。

なお、この表に記載の委員会等の日程につきましては、開催通知を省略させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第25号『第47回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画(案)について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 委員

委員会の日程について再度説明してほしい。

○ 事務局

(資料に沿って再度説明を行った。)

- 委員
12月13日は、午前10時となっていた。
- 事務局
了解しました。
- 委員
12月1日は10時でいいのではないか。
- 委員長、委員
12月1日は10時でいい。
- 事務局
了解しました。
- 委員長
その他、何かありますか。
特にないようですので、議案第25号『第47回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画(案)について』は、この案のとおり決定いたします。
次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。
- 事務局
東京新聞の11月22日の夕刊に西東京市の選挙対応のことが掲載されました。
第4回定例会は、今週11月14日から12月1日までの予定です。
選挙管理委員会への一般質問はありませんでした。
11月21日に、衆議院議員選挙執行の予算を本会議にて承認いただきました。7千万円ほどの予算を計上しております。
質問が3人の議員からありました。
 - ・選挙の開票の従事職員は何人か。
 - ・ポスター掲示場はどのようになるか。
 - ・選挙が続いて労務管理的に支障はないか。
 - ・備品の分類機と増設ユニットは、何台買うのか。
 - ・衆議院選挙と市議選の立候補が重なって選管事務局の職員体制は大丈夫か。
 - ・市議選の立候補と衆議院の選挙日の関係で法的に問題ないか。また、通知文等は出さないのか。事務局からは、以下のとおり回答しました。
 - ・開票の事務従事は360人である。総務部に依頼して推薦をお願いしている。総務部長から職員の健康管理的には休暇で対応する。ポスター掲示場は衆議院と市議のものを一緒にするように業者に依頼する。
 - ・分類機は1台で最新のものを導入し開票の迅速を図る。増設ユニットは票の分類を行うものである。
 - ・立候補届は、選管OB職員、管理職を動員し、遺漏の内容にする。
 - ・14日に投票所300メートル以内は連呼運動や演説はできない。2日の公示日には衆

議院立候補者のポスターは剥がす必要がある。通知文については出す予定である。
次回の委員会は、先ほどの執行計画に掲載のとおり、12月1日（月）午前10時からとなります。内容は衆議院議員選挙の選挙人名簿の選挙時登録等です。
事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成26年第9回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。
御苦労様でした。

午後1時45分 終了

以上